

地域内ファイダーシステム確保維持計画（案）

令和4年6月

奈良県生駒市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本件計画の対象路線となっている南地区路線（補助対象は暗峠系統）は、平成23年10月から当市が運行を開始した交通不便地域における地域間交通ネットワーク補助対象路線である。なお、平成25年2月、平成26年6月、令和元年6月及び令和3年5月に系統の追加又は経路の一部等を変更した。

南地区路線の沿線地区のうち西側の地域は、当市の南西部の生駒山麓に位置する5つの町から構成されている。当市は、大阪近郊の住宅都市として発展した経緯から、市内の公共交通網はある程度整備されている状況にあるが、当該地域については、最寄りの鉄道駅から1km以上の距離がありながら、人口が少ないことや道路が狭隘で勾配も急であることなどの地理的条件も相まって、南地区路線の運行を開始するまでは定期運行による公共交通サービスの提供がなされず、地域住民の自助努力により生活が送られてきた。しかし、昨今の高齢化の進展という社会情勢の変化に伴い、住民の自助努力のみでは、これまでどおりの生活を送ることが困難になると予測され、居住人口、高齢化の進展度合い、地形的条件などから、他の地域よりその傾向がより顕著になると想定されていた。

このような状況を踏まえ運行を開始した南地区の補助対象路線は、当該地域と鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を第一の目的とする。また、暗峠等へのハイキングコースや特徴的な飲食店などが立地する当該地域への市内外地域からの来訪により、地域の活性化がもたらされるという副次的な効果も期待しているところであり、この運行目的の達成を促進するため、これまでも地域からの要望も踏まえ運行系統の追加変更や増便、時刻の見直しを行ってきた。

なお、当該地域は、人口が少ないこともあって、本件補助対象路線の利用者数は、運行開始初年である平成23年度では1日あたり約14人、平成24年度では約15人、平成25年度では約18人、平成26年度及び平成27年度では約20人、平成28年度では約19人、平成29年度では約20人、平成30年度では約19人、令和元年度は約17人、令和2年度及び令和3年度は約11人と比較的少ない状況での推移ではあるが、一定の継続的な利用がある。当該地域における日常の生活交通の確保は重要な課題であり、その役割を果たすコミュニティバスの継続的な運行は必要不可欠である。このことから、市としては、今後も当路線を継続的に運行する考えであるが、財源の確保が重要な課題となっている。前述のとおり、もとより人口の少ない当該地域では、この財源を、利用者の運賃負担や沿線地域の負担という自助努力のみで確保することは困難である。そこで、市と国が共同で住民の交通手段の確保をめざして、地域公共交通確保維持事業の制度を活用し、国庫補助金を財源の一部とすることで、当路線を継続的に運行することが可能となり、それに伴い当該地域の利便性確保はもとより、地域の活性化にもつながると考えている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

南地区とその最寄りの鉄道駅である近畿日本鉄道生駒線南生駒駅並びに運行計画路線の沿線に存在する医療機関及び商業施設とを結ぶコミュニティバスを、道路状況や需要予測を踏まえ小型車両を用いて、年末年始を除く平日に、1日あたり1系統3.5往復運行し、当該地域（令和4年4月1日現在の住民基本台帳人口335人、同時期における75歳以上の高齢者が地域人口に占める割合は20.6%で、全市平均の14.9%を大きく上回

る)の生活交通を確保することを第一の目標とする。

運行の開始により、高齢者をはじめとする地域住民の生活交通が確保されることで、地域の生活利便性の向上が図られることはもちろんのこと、継続的な運行により、将来的には観光客等の地域外からの入込を通じて当該地域の活性化がもたらされることにより、当該地域においても人口の減少に歯止めがかかることを期待している。

また、地域とも協力のうえ一層の利用の促進を図り、当路線の継続的な運行を実現するための財源の一層の確保に努め、前年度同様、定量的な効果を測るために以下の2つの指標を定める。

- ① 各年度において、交通不便地である5つの町で乗降する1日あたりの利用者数が、各年度内4月1日時点での当該5つの町の住民基本台帳人口の合計に占める割合(目標数値:1.13%【令和3年度実績数値】)
- ② 各年度において、補助対象系統全体での1日あたりの利用者数が、各年度内4月1日時点での当該補助対象系統を利用する沿線町区の住民基本台帳人口の合計に占める割合(目標数値:1.21%【令和3年度実績数値】)

交通不便地域の各年4月1日時点での人口については、平成26年379人、平成27年374人、平成28及び29年364人、平成30年360人、令和元年356人、令和2年337人、令和3年335人と減少が続いている中で、令和2年度と令和3年度を比較すると、①は1.17%→1.13%、②は1.17%→1.21%と新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの一定の利用があった。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標を達成するためには、コミュニティバスの持続的な運行が求められるところであり、その実現のため、市と自治会で協力し以下のような対策を継続し、利用促進につなげる。また、系統全体での利用率にも着目し、交通不便地域以外の地域での利用の促進も図っていく。

- ・沿線自治会における利用の呼びかけ
- ・市ホームページや広報紙を活用したコミュニティバスの周知

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添 表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額は生駒市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

生駒交通株式会社

7. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし。

8. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添 表5のとおり

9. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年度第1回生駒市地域公共交通活性化協議会（本計画の策定について）

令和4年6月30日

10. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、生駒市地域公共交通活性化協議会で協議のうえ、策定されたものであるが、当協議会には委員として、市内5地区の各自治連合会長、2名の市民公募委員及び環境団体代表他（市民）が参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が、一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は、市ホームページにて公開している。

11. 協議会メンバーの構成

別添 別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県生駒市東新町8番38号

（所 属） 生駒市 建設部 事業計画課

（氏 名） 福呂 直也

（電 話） 0743-74-1111（内2520）

（E-mail） const-plan@city.ikoma.lg.jp

別表（第4条関係）

生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市	生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 統括部長
		近畿日本鉄道株式会社 生駒駅長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表
	道路管理者	奈良県郡山土木事務所長
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長
	市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長
		生駒市西地区自治連合会長
		生駒市中地区自治連合会長
		生駒市東地区自治連合会長
		生駒市南地区自治連合会長
		エコネットいこま 代表
		生駒商工会議所 会頭
		公募市民
	学識経験者	学識経験者
	生駒市が必要と認める 者	近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 別表9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
生駒市	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	南コミュニティセンターせせらぎ	養老ノハ-南生駒庄、南生駒駅、町集会所	暗峠	往 8.9km 復 8.9km	244日	854回			路線定期運行	②-(2)	③	
						往 復	日	回						
						往 復	日	回						
						往 復	日	回						
						往 復	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	生駒市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	335

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
335	藤尾町、大門町、小倉寺町、 鬼取町、西畑町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、
地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

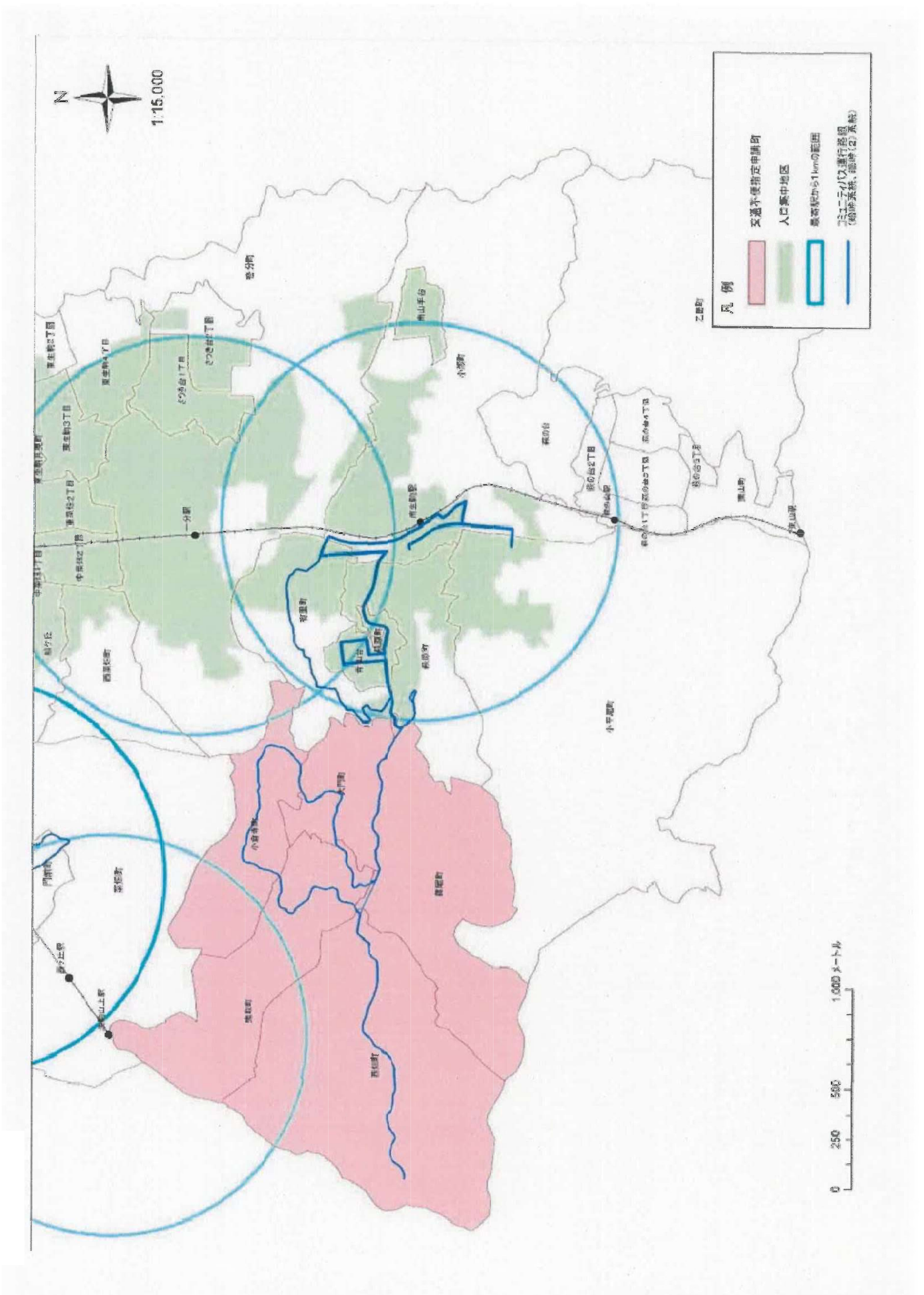
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通網形計画	平成28年3月	平成29年度
生駒市地域公共交通計画	令和3年3月	-

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



令和3年7月26日～

西畑線・有里線

時刻表

停留所/便	有里①	西畑②	有里②	西畑④	有里③	西畑⑥	有里④	西畑⑧
南コミュニティセンターせせらぎ	8:16	8:55	10:22	11:02	13:42	14:42	16:42	17:30
業務スーパー南生駒店	↓	8:58	10:25	11:05	13:45	14:45	16:45	17:33
神田橋西	8:18	9:00	10:27	11:07	13:47	14:47	16:47	17:35
南生駒駅	8:19	9:01	10:28	11:08	13:48	14:48	16:48	17:36
田口クリニック	8:21	9:03	10:30	11:10	13:50	14:50	16:50	17:38
南中学校	8:23	9:05	10:32	11:12	13:52	14:52	16:52	17:40
美努岡萬草	8:24	9:06	10:33	11:13	13:53	14:53	16:53	17:41
青山台中央公園	8:25	9:07	10:34	11:14	13:54	14:54	16:54	17:42
青山台第3公園	8:26	9:08	10:35	11:15	13:55	14:55	16:55	17:43
青山台集会所	8:27	9:09	10:36	11:16	13:56	14:56	16:56	17:44
レイクサイド入口	8:28	9:10	10:37	11:17	13:57	14:57	16:57	17:45
西池	8:29	9:11	10:38	11:18	13:58	14:58	16:58	17:46
むかいやま公園入口	8:31	↓	10:40	↓	14:00	↓	17:00	↓
石佛寺		9:12		11:19		14:59		17:47
やまびこホール下		9:14		11:21		15:01		17:49
大福寺				11:24		15:04		17:52
大門町集会所				11:25		15:05		17:53
小倉寺町集会所				11:29		15:09		17:57
鬼取町		↓		11:30		15:10		17:58
西畑町入口		9:16		11:33		15:13		18:01
西畑町自治会館入口		9:17		11:34		15:14		18:02
暗峠		9:21		11:38		15:18		18:06

	西畑①	西畑③	西畑⑤	西畑⑦				
暗峠	7:28	9:29	13:00	15:18				
西畑町自治会館入口	7:31	9:32	13:03	15:21				
西畑町入口	7:32	9:33	13:04	15:22				
鬼取町	7:35	9:36	13:07	15:25				
小倉寺町集会所	7:36	9:37	13:08	15:26				
大門町集会所	7:41	9:42	13:13	15:31				
大福寺	7:43	9:44	13:15	15:33				
やまびこホール下	7:45	9:46	13:17	15:35				
石佛寺	7:47	9:48	13:19	15:37				
西池	7:48	8:32	9:49	10:41	13:20	14:01	15:38	17:01
レイクサイド入口	7:49		9:50		13:21		15:39	
青山台中央公園	7:50		9:51		13:22		15:40	
青山台第3公園	7:51		9:52		13:23		15:41	
青山台集会所	7:52		9:53		13:24		15:42	
美努岡萬草	7:52		9:53		13:24		15:42	
南中学校	7:53		9:54		13:25		15:43	
レイクサイド公園		8:34		10:43		14:03		17:03
有里西		8:35		10:44		14:04		17:04
円福寺		8:35		10:44		14:04		17:04
西公園		8:36		10:45		14:05		17:05
竹林寺下(有里町自治会館)		8:37		10:46		14:06		17:06
田口クリニック	7:55	8:39	9:56	10:48	13:27	14:08	15:45	17:08
南生駒駅	7:58	8:42	9:59	10:51	13:30	14:11	15:48	17:11
神田橋西	7:59	8:43	10:00	10:52	13:31	14:12	15:49	17:12
業務スーパー南生駒店	↓	8:45	10:02	10:54	13:33	14:14	15:51	17:14
南コミュニティセンターせせらぎ	8:01	8:48	10:05	10:57	13:36	14:17	15:54	17:17

運賃

- 南コミュニティセンターせせらぎ～西池・むかいやま公園入口の区間内
大 人：1乗車200円
小学生・障がい者：1乗車100円
- 西池～暗峠の区間内
大 人：1乗車200円
小学生・障がい者：1乗車100円
- 両区間にまたがるとき(例：南生駒駅～暗峠)
大 人：1乗車350円
小学生・障がい者：1乗車180円



・ICカードはご利用いただけません。
・障がい者の方は、運賃支払い時に手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面を運転手に掲示してください。

回数券

大 人：11枚2,000円
小学生・障がい者：11枚1,000円
・生駒交通本社、バス車内で販売しています。
・11枚1,500円回数券も販売しています。

運行日

月～金曜日
・年末年始(12/29～1/3)及び土日祝は運行しません。

その他

- ・乗客定員は8名で、満席時はご乗車になれません。
- ・荒天時や路面凍結時など、安全運行に支障のあるときは運休します。HPでご確認ください。

お問い合わせ

- 運行に関すること
生駒交通株式会社
生駒市小町1835番の1
TEL：0743-73-3131
- その他
生駒市建設部事業計画課
生駒市東新町8番38号
TEL：0743-74-1111 (内線696)

